

泉官衙遺跡史跡公園整備事業基本計画（素案）の概要

1. 計画の目的

今日の南相馬市につながる古代陸奥国行方郡の歴史を伝える本史跡を、地域の成り立ちを示す歴史文化遺産として整備・活用することにより、誇りと活力をもって未来へ進むことのできる復興まちづくりに寄与することを目的とする。

2. 計画面積

史跡のうち、特に重要な郡庁院・正倉院の遺構が発見されたことから、その保存のために公有化した範囲を対象として整備を行う。

・指定地 115,069.93㎡

うち史跡用地 53,201.98㎡・・・①

(令和2年度までに取得予定)

※ その他の指定地は当面公有化しない。水田等として維持。

・指定地外 3,500.00㎡程度・・・②

(便益施設用地として取得予定)

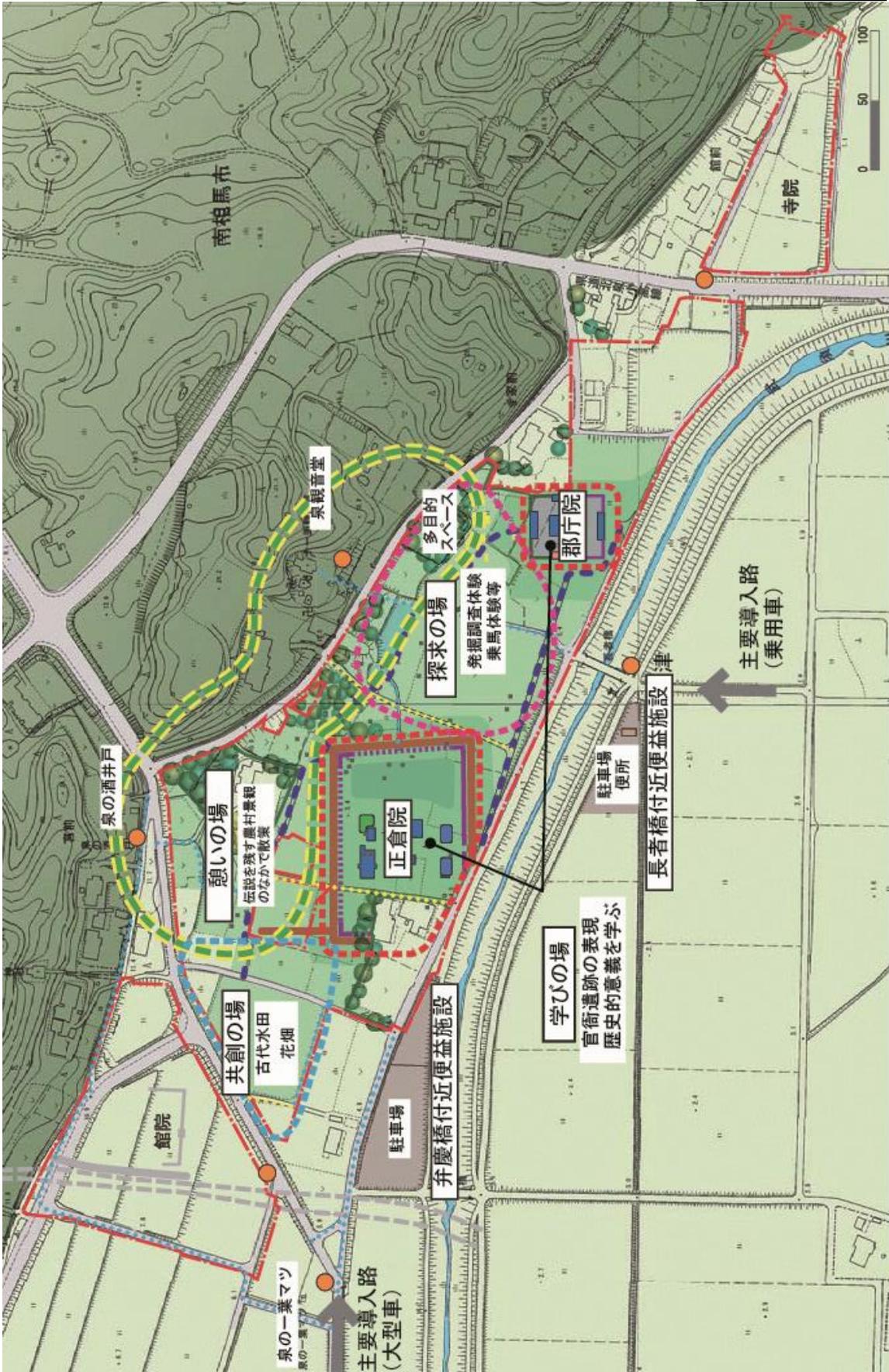
・整備予定面積計 56,701.98㎡ ①+②

3. 整備基本計画

(1) 整備の基本方針

- ①史跡の本質的価値に関わる遺構と遺物を確実に保存する。
- ②史跡の本質的価値を顕在化させ、地域固有の歴史を学び、体験できるようにする。
- ③地域の歴史文化をみずから探究し、地域の未来を考える機会と場を創出する。
- ④史跡と周辺環境を調和させ、ともに保全・活用しながら将来に継承できるようにする。
- ⑤史跡を地域の誇りとして守り伝える地域のコミュニティ活動を促進・継承する。
- ⑥文化的観光の拠点として、市内外からの来訪者の交流を促進する。
- ⑦復興のシンボルとして誇れる地域文化を発信し、復興まちづくりに寄与する。

資料 4 - 2



史跡公園 計画平面図

資料 4 - 2

(2) 全体計画

史跡の本質的価値を顕在化させ、恒常的にその価値を享受できるよう、整備を加える。

①史跡の本質的価値

1. 特徴的な横並びの官衙
2. 陸奥南部の郡家の特質を示す立地
3. 地域形成の中核となった歴史的意義

新たに見出された価値 災害と復興の歴史を潜在

②整備内容

1. 各種手法を用いた官衙施設の表現
2. 展示解説と活用の拠点となる中核活用建物の整備
3. 景観形成・眺望点の確保による立地的特徴の表現
4. 活用のための広場の整備
5. 便益施設・動線・解説機能の整備

(3) 地区計画・動線計画

①地区計画

i) 史跡指定地内

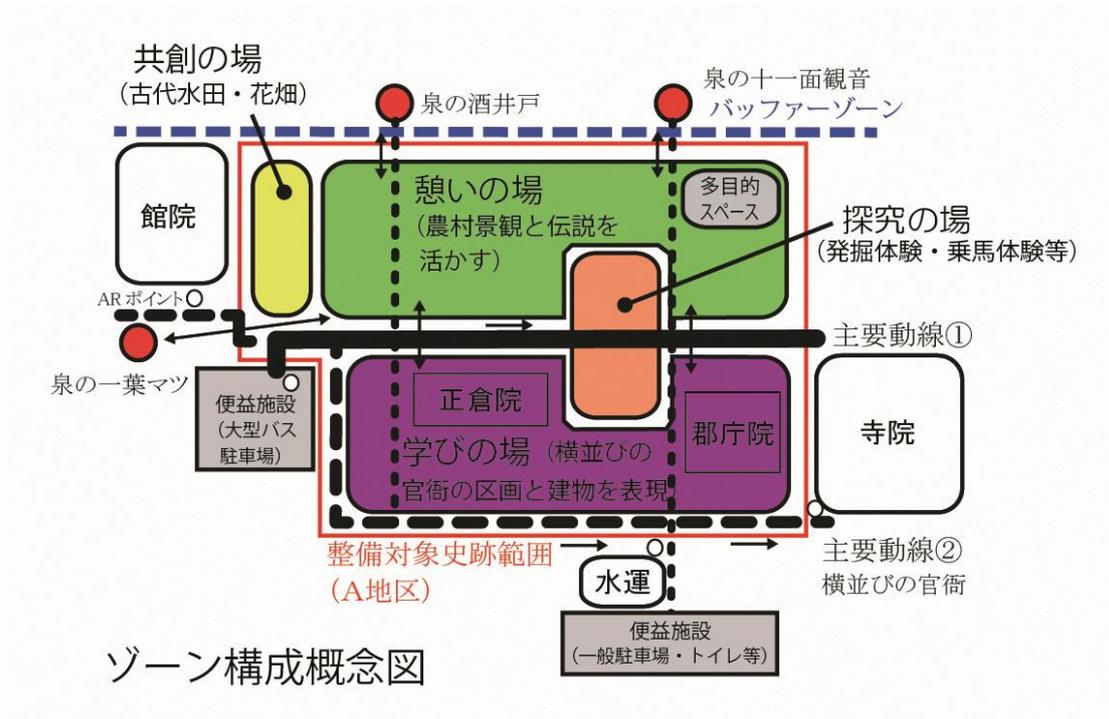
- ・正倉院・郡庁院の官衙遺構を表現して史跡の歴史的意義を学べるようにする（「学びの場」）。
- ・史跡北部の屋敷林や棚田などの農村景観と伝説継承地を活かし、地域住民が穏やかに憩い散策できるようにする（「憩いの場」）。
- ・正倉院の西・東の空閑地はソフト事業を実施するための広場とする。
東側…発掘、乗馬、産業・防災など探究学習の場（「探究の場」）
西側…古代水田（「共創の場」）
- ・管理運営の用に供するための多目的スペースを史跡内に設ける。

ii) 史跡指定地外

- ・史跡の南側に見学の起点となる便益施設・駐車場を設ける。

②動線計画

- ・主要動線となる必要最小限の遠路を新設する以外は、既存の道路を生かすとともに、魅力ある動線のストーリーを設定する。



(4) 遺構の表現に関する計画

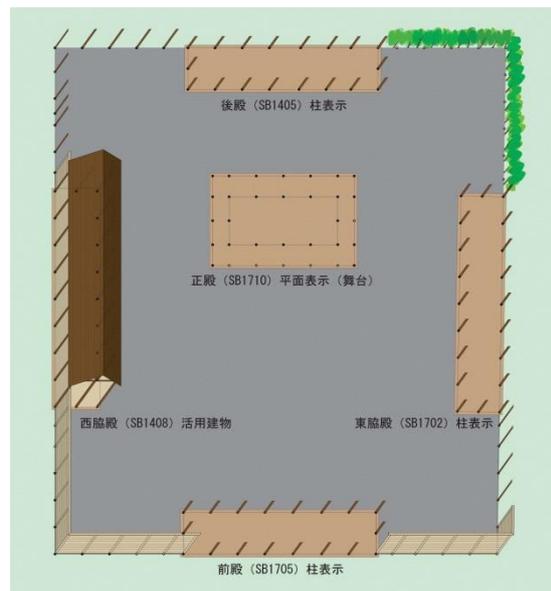
飛鳥・奈良・平安時代にかけて3時期の変遷をたどる官衙遺構のなかで、もっとも特徴的なⅡ期(奈良時代)を対象とし、地下に埋蔵されている「郡庁院」「正倉院」の遺構を視認できるように、各種の手法を用いて「横並びの官衙」地上に表現する。

①郡庁院

- ・ 立体整備・柱表示・植栽等の手法による塀と建物の遺構表現と玉石敷の表現により、郡庁院の儀式空間を視覚化する。
- ・ 建物跡の1つを復元的表現と活用施設を兼ねた中核活用建物として、復元的整備を行う。

②正倉院

- ・ 立体整備・柱表示・植栽等・平面表示等の手法による区画溝と塀の遺構表現により、租税を収めた正倉院の空間を表現する。



郡庁院の整備イメージ図



正倉院の整備イメージ図

- ・ 建物の表現は、泉地区に残る特色ある伝説のもととなった礎石から発掘による解明へのプロセスを示すため、基礎部分の「発掘状況」や「復元形状」を表示する。
- ・ 未調査部分は発掘調査の余地を残し、今後の発掘成果に応じて遺構表現を追加できる漸進的整備を行う。

③全体

- ・ 遺構の広がりや伝わるように、視点場を設定し眺望を確保する。
- ・ 地区の整備内容に応じて遺跡理解を助ける解説機能（解説板・パンフレット類・デジタル技術による表示）を整備する。立体整備は最小限とし、AR・VRを活用する。
 ※AR…拡張現実（現実環境+コンピュータによる知覚情報）。 VR…仮想現実。
- ・ 今回の整備で対象としない館院（宿泊施設）・津跡（港湾施設）・寺院等には、地点表示及び解説板を設置する。

（５）中核活用建物に関する計画

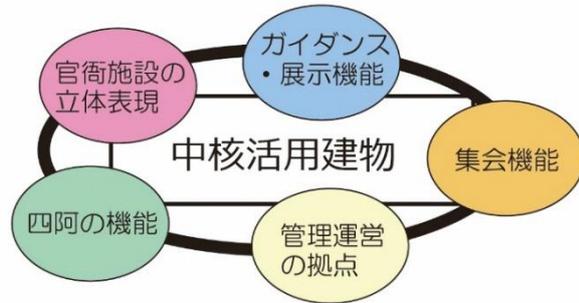
郡庁院の建物の復元的表現と多目的に利用できる活用施設を兼ねた「中核活用建物」として復元的整備を行う。

資料 4 - 2

※「復元的整備」は、復元建物を活用に適した意匠・構造にするものである。復元建物とガイダンス施設等を兼ねた「中核活用建物」は、より活用の効果の高い整備手法を認める文化庁の新しい整備の考え方により、全国的にも新しい試みとなる。

①復元的整備の目的

- ・官衙施設をもっとも特徴づける儀式空間を区画施設とともに表現する。
- ・遺構表現では伝えられない遺跡情報を歴史空間のなかで提供する。
- ・史跡内の各地区で行われる各種の活用のために多目的に利用する。
- ・散策休養を提供する四阿として機能させる。
- ・地域コミュニティを担い手とする管理運営を持続的に支援する。
- ・遺構表現と活用拠点の機能を兼ねさせることにより、費用対効果を得る。



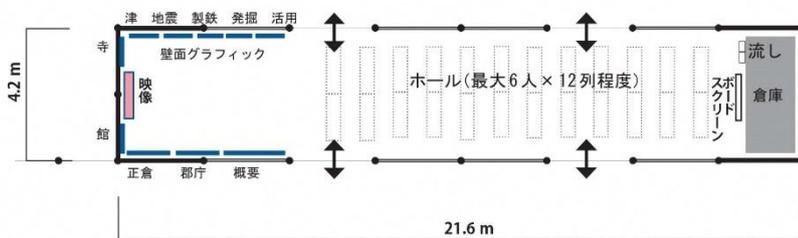
中核活用建物概念図

②復元的整備の内容

- ・史跡の眺望点や導入部施設（便益施設）に近い郡庁院の建物とし、検出遺構に基づく復元的な外観とする。
- ・ガイダンス・展示機能、四阿の機能、集会機能、維持管理の拠点機能を備え、一般利用者、体験活用等のイベント参加者、維持管理・ボランティア活動協力者が多目的に利用できるようにする。
- ・復元的整備の対象とする建物は、設計段階で決定する。



外観復元建物の例（志波城跡、岩手県盛岡市）



中核活用建物平面図

【西脇殿を中核活用建物とする場合】
 規 模：平面積 90.72 m²（屋内展示 22.7 m²・ホール 58 m²・倉庫 10 m²を備える）
 収容人数：約 70 人（約 2 クラス分）
 設 備：展示パネル、スクリーン、投影機器、Wi-Fi システム、テーブル、椅子、ホワイトボード等）

資料 4 - 2

(7) 導入部施設（便益施設）・案内等施設に関する計画

①便益施設

- ・整備対象範囲が広域に及ぶことや土地の制約を考慮して、導入部施設を2箇所に設け、乗用車による一般来場者の駐車場と便所を備えた便益施設と、大型バスの進入路を確保する便益施設とにより機能を分担する。

②案内等施設

- ・来訪者に施設の配置や視点場を示し、適切に誘導するための案内施設や、主要な施設に関する解説板等を設けるほか、史跡の案内・誘導・解説のコンテンツ配信などの仕組みを導入する。

(8) 公開・活用に関する計画

①整備施設を利用した活用

i) 遺構表現

- ・史跡に関する展示解説
- ・平面表示などを生かしAR・VRなどを利用した映像体験
- ・官衙施設の空間表示を利用した古代の儀礼再現や野外イベント
- ・区画施設や玉石敷などの整備工事への参加による官衙施設の造営の追体験。

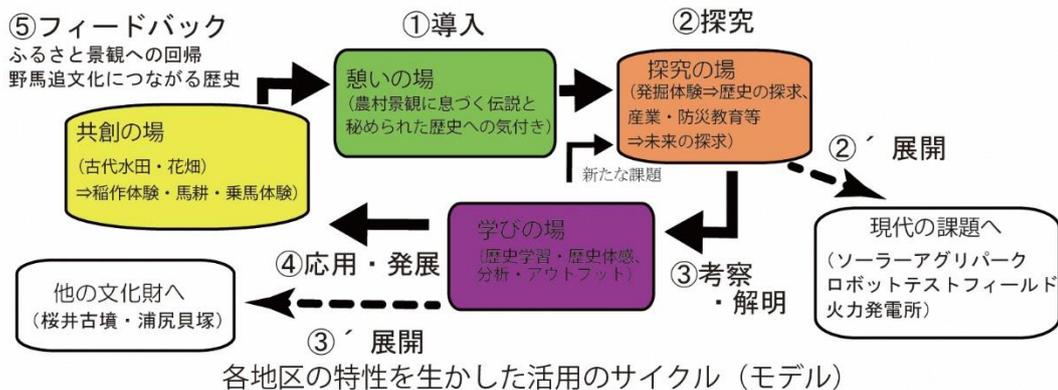
ii) 広場等

- ・未解明の部分を対象にした発掘体験
- ・オープンスペースを利用した乗馬等による馬事文化の体験
- ・稲作体験や景観植物の植栽など地域住民との協働で行うことによる市民交流の場・機会の創出
- ・歴史的な災害（正倉火災・貞観地震）への学びと震災復興・防災をテーマとしたイベントの開催。

iii) 散策動線

- ・農村景観のなかの散策動線を生かした史跡と関連文化財をめぐる伝説をテーマにしたウォークラリー等の実施。

※このほか、各施設を結びつけた多様な活用のあり方が想定できる。



資料 4 - 2

②学校教育や観光資源としての活用、自治体間での連携

- ・ 学校教育と連携した歴史学習・地域学習・探究学習への活用。
- ・ 地域の特色ある歴史文化を生かした観光産業との連携。

③他の文化施設と連携した活用

- ・ 史跡周辺の伝説継承地や関連文化財（泉の一葉マツ、泉酒井戸、泉の十一面観音、泉館跡等）、既整備の文化施設（桜井古墳公園、東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館、南相馬市博物館等）・社会施設（南相馬ソーラーアグリパーク、福島ロボットテストフィールド等）と連携した活用を図る。

(9) 管理運営に関する計画

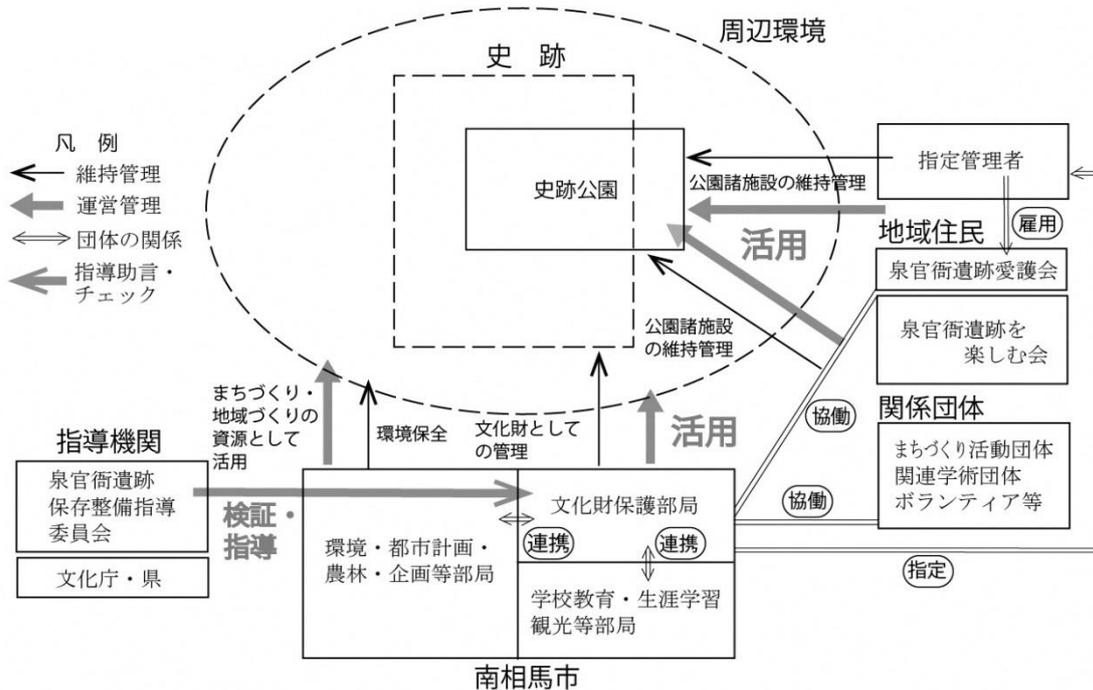
①管理運営の考え方

i) 維持管理

- ・ 文化財としての管理
- ・ 周辺環境の保全
- ・ 史跡公園諸施設の維持管理。

ii) 運営管理

- ・ 史跡公園諸施設における運営管理
- ・ 公開活用にかかる諸業務
- ・ 各種の情報提供
- ・ 地域連携・市民活動支援等。



管理運営体制概念図

②管理運営の主体

i) 維持管理

- ・文化財としての管理は南相馬市文化財保護部局
- ・公園諸施設の日常管理は「泉官衙遺跡愛護会」を中心とする地元泉行政区住民との連携・協働を基軸に、業務委託等により行う。
- ・周辺環境の保全は市・県の関係部局、地権者、市民団体等の役割分担により行う。

ii) 運営管理

- ・各種の活用は、市民団体「泉官衙遺跡を楽しむ会」やボランティア、NPO法人等まちづくり活動団体のほか、市の観光・教育関係部局などによる適切な体制を構築して行う。

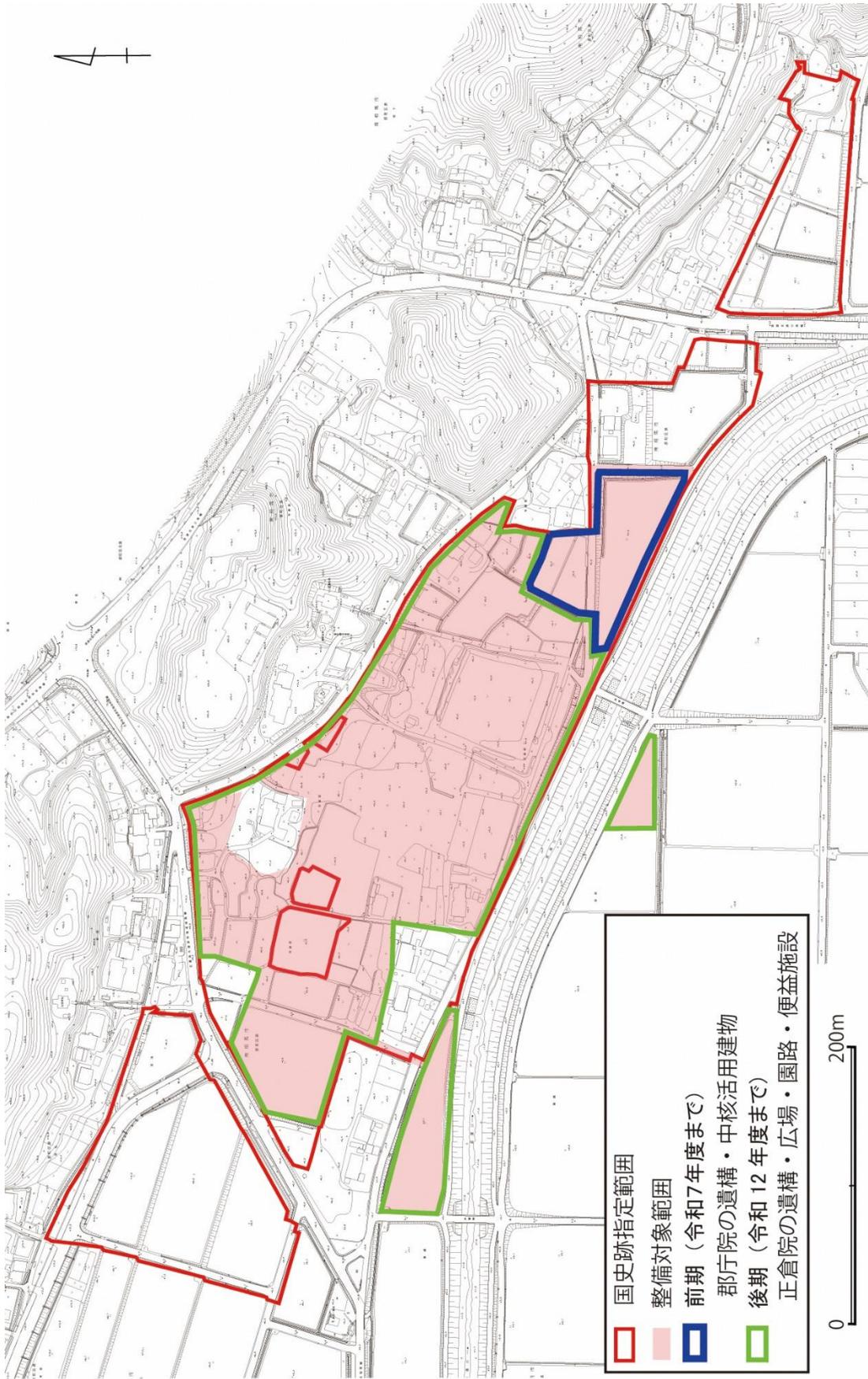
iii) その他

- ・施設の管理運営を持続的に行うとともに、多様なニーズに対応した活用を行うため、管理運営の状況を踏まえながら、指定管理者の導入を検討する。

③利用者数の推計

- ・学校利用…200 人
※歴史学習・探究学習を行う市内小学校（4・6年生）・中学校（2年生）の児童・生徒数約 1,000 人の 20%の利用を想定。
- ・一般見学者…6,750 人
※他の文化財施設利用者 5,000 人、周辺施設からの立ち寄り 1,750 人と想定。
- ・地元住民の利用…180 人
※泉官衙遺跡愛護会、泉神楽保存会等による利用。
- ・イベント参加者…800 人
※発掘調査現地説明会・講演会、発掘・古代水田・乗馬等体験への参加。
- ・市民レクリエーション…1,000 人
※休日 10 人／日×年間休日数 100 日
- ・研修利用…300 人
※東北電力訓練センター、南相馬ソーラーアグリパーク等の高校生・社会人。
- ・合計 9,230 人 ≒10,000 人／年
※復興による交通機関や社会的環境の改善を考慮。

資料 4 - 2



整備事業工程図